



**お知らせ**

**新築住宅および  
住宅リフォーム補助金**

昭和村に定住することを目的として、村内に新築住宅を建築される場合に建築費の一部を補助します。また、個人住宅で行うリフォームの工事費用の一部を補助します。補助金交付には条件があります。希望される方は、役場建設課までお問い合わせください。

なお、リフォーム補助金は工事着手前に申請が必要となりますのでご注意ください。

▼**新築住宅補助金** 村内業者が行う場合100万円、村外業者が行う場合80万円となります。

▼**リフォーム補助金** 村内業者(個人・法人)が行う20万円

以上(税込)のリフォーム工事で補助率10%、補助限度額は20万円となります。

▼**問合せ** 建設課整備係 ☎24-5111(内線163)

**経済センサス活動調査  
にご協力を**

全国すべての事業所・企業を対象にした「令和3年経済センサス活動調査」が6月1日を基準日に実施されます。村内の事業所にも調査票配付のため、5月中旬以降に調査員がお伺いします。

回答については、インターネットまたは郵送で回答できますので、皆様のご理解とご協力をお願いします。

▼**問合せ** 企画課広報統計係 ☎24-5111(内線140)

今年度42歳～59歳になる男性が対象



**風しん抗体検査・予防接種が  
来年3月末まで無料**

▶**問合せ** 保健福祉課健康係 ☎24-5111(内線132)

これまで定期予防接種の機会がなく、風しんの抗体保有率が低い世代の男性を対象に、令和4年3月末まで抗体検査と予防接種を無料で受けられます。

対象者には4月にクーポン券が配布されています。



◆**風しんに感染したら？**

成人は、小児に比べて風しんにかかると症状が重くなる場合があります。対策として、風しんへの抵抗力を確認するための**抗体検査**と、抗体がない場合には抵抗力をつけるための**予防接種**があります。この機会の受診をおすすめします。

◆**無料となる対象者**

昭和37年(1962年)4月2日から昭和54年(1979年)4月1日までの間に生まれた男性。

◆**抗体検査の持ちもの**

- ①クーポン券(役場から届いた黄色い封筒)、②同封の受診票、③本人確認書類

◆**予防接種の持ちもの(抗体がない場合のみ)**

- ①クーポン券(役場から届いた黄色い封筒)、②抗体検査結果通知、③本人確認書類

※医療機関に電話で予約してから受診しましょう。過去に受けた方は、再度受ける必要はありません。

**軽自動車税の完納に  
ご協力を**

5月31日(月)は軽自動車税・固定資産税1期の納期限です。県税の自動車税も同じく5月31日が納期限です。税金は村や県の運営のための大切な財源です。納期限までの納付にご協力をお願いします。

なお、自動車税の納付も役場で行うことができます。村税の納付と合わせ、一度で手

続きを済ませることができませんので、ぜひ役場での納付をご利用ください。

▼**問合せ** 税務課 ☎24-5111(内線121)

**昭和英会話サロンに  
ご参加ください**

昭和村教育委員会は、村民の方を対象に、国際理解と英会話の向上を目的とした英会話サロンを開催します。令和3年度は初心者の方を対象とした教室となります。

講師は、小学校A・L・Tのジョセフ・スザエック氏です。ぜひご参加ください。

▼**講習日時** 毎月第3木曜日(8月のみ第4木曜日)

- 6月17日、7月15日、8月26日、9月16日、10月21日、11月18日、12月16日、1月20日、2月17日、3月17日(全10回)
- ・昼の部(午前10時00分～11時00分)
- ・夜の部(午後7時00分～8時00分)

※昼の部と夜の部の内容は同



新型コロナウイルス感染症の影響によりイベントや施設の貸出状況が変更となる場合があります。最新情報は村ホームページをご確認ください。



昭和村ホームページ

<https://www.vill.showa.gunma.jp>

## 子育て・健康情報

### 子育て支援情報(会場はすべて保健センターです)

| 日   | 開催時間等          | 内容   |
|---|----------------|--|
| <b>◆乳児健診</b><br>(令和2年5月・6月・10月・11月と令和3年1月・2月生まれの子)  |                |  |
| 6月2日(水)   | (受)午後1時～2時30分  | 内科診察、身体測定、保健・離乳食等相談                        |
| <b>◆プレママ広場</b><br>(出産予定日が令和3年8月・9月・10月・11月生まれのお母さま) |                |  |
| 6月17日(木)  | (受)午前9時～9時30分  | 歯科検診、交流、妊婦体操など                             |
| <b>◆ハハの教室</b><br>(平成30年9月・10月と平成31年3月・4月生まれの子)      |                |  |
| 6月17日(木)  | (受)午前9時30分～10時 | 歯科検診、歯みがき指導、フッ素塗布など                        |
| <b>◆つぼみの広場(0歳～1歳児)</b>                              |                |  |
| 6月21日(月)  | 午後1時～4時        | 身体計測、離乳食相談、母乳相談、保健師・栄養士の相談、ベビーマッサージ(要予約)など |
| <b>◆のびのびスクール(予約制)</b>                               |                |  |
| 6月23日(水)  | 午後1時30分～3時30分  | 心理士による個別相談                                 |

### 健康情報・相談窓口

| 名称 | 健康相談会(予約制)  | こころとからだの休養教室(予約制)   | 巡回診療                 |
|----|-------------|---------------------|----------------------|
| 期日 | 6月14日(月)    |                     | 6月1日(火)              |
| 時間 | 午前9時～11時30分 |                     | 午後2時50分～             |
| 会場 | 保健センター      |                     | 大河原集荷所付近             |
| 内容 | 個別健康相談      | ヘッドマッサージまたはハンドマッサージ | 巡回診療車、保険証と現金(受診料)を持参 |

| 特設人権相談所                                      | メールで子育て相談   |
|--|---|
| いじめ、差別、虐待、セクハラなど、人権に関わる問題に対し、人権擁護委員が相談に応じます。 | 村にお住まいの方を対象に、子育てに関するお悩みを随時、メールで相談できます。回答は、平日午前8時30分から午後5時15分までです。相談メールは smilemama@vill.gunma-showa.lg.jp までお送りください。 |
| ▶日時 6月7日(月)<br>午後1時30分～4時                    |   |
| ▶会場 公民館研修室                                   |   |
| ※新型コロナウイルス感染症の状況により、中止・変更になる場合があります。         |   |

じです。  
※新型コロナウイルス感染症の感染状況により、講座をお休みする場合があります。  
▼対象 昭和村在住で12歳以上の英会話に興味のある方  
▼定員 ビギナークラス10人  
▼場所 昭和村公民館(2階大会議室)  
▼受講料 無料  
▼申込み 6月1日(火)～6月11日(金) ※ただし土・日曜日は除く(8時30分～午後5時00分の間に教育委員会事務所に電話、FAXまたは直接お申込みください。)


▼問合せ 教育委員会事務局  
☎24-51120(内線205)  
✉kyoiku@vill.gunma-showa.lg.jp  
**6月1日は 人権擁護委員の日です**  
群馬県人権擁護委員連合会および前橋地方事務局では、人権擁護委員法が施行された日(昭和24年6月1日)を記念し『人権擁護委員の日』特設人権相談所を開設します。

いじめや児童虐待など、人権問題でお悩みの方はお気軽にお越しください。料金は無料で、秘密は固く守ります。(昭和村の特設人権相談所の実施日時は左記のご案内のとおりです)  
▼常設の電話相談等  
・みんなの人権110番  
☎0570-0003-1110  
(受付時間は平日8時30分～17時15分)  
・インターネット相談  
<https://www.jinken.go.jp/>

▼問合せ 総務課住民係  
☎24-51111(内線115)  
**労働保険の年度更新は6/1～7/12までに**  
労働保険(労災保険および雇用保険)の年度更新(令和2年度確定保険料、令和3年度概算保険料および一般拠出金の申告・納付)手続きは、6月1日(火)から7月12日(月)までの期間に行ってください。年度更新手続きに必要な申告書類は、厚生労働省から申告手続き期間に合うよう各事業主様へ送付されます。関係書類がお手元に届きましたら、7月12日(月)までに申告・納付手続きを完了していただきますようお願いいたします。

手続きが遅れますと、政府が労働保険料・一般拠出金の額を決定し、さらに追徴金(労働保険料・一般拠出金の10%を課す)がありますのでご注意ください。  
▼問合せ 群馬労働局総務部  
労働保険徴収室 ☎027-89614734 または、最寄りの労働基準監督署・公共職業安定所まで

▼問合せ 総務課住民係  
☎24-51111(内線115)



**マイナンバーカードを作りましょう!**  
マイナンバーカードの交付を総務課住民係で行っています。受取について、時間内に来庁できない方はお問合せください。